

町屋文化センターふれあい広場等の利用基準

令和7年10月24日制定
7ACC第221号
(事務局長決定)

(利用できる事業)

第1条 ふれあい広場及びプレイコーナー（以下、「ふれあい広場等」という。）を利用することができる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 荒川区、荒川区教育委員会若しくはACCが主催する事業
- (2) 荒川区、荒川区教育委員会若しくはACCが共催する事業
- (3) 荒川区、荒川区教育委員会若しくはACCが後援する事業
- (4) 過去に前3号のいずれかによりふれあい広場等の利用を行ったことがない個人等が、主に自己の作品や技能の発表などのために行う事業
- (5) 指定管理施設として町屋文化センターにおいて行うことが求められる事業

(利用の制限)

第2条 ふれあい広場等を利用するにあたっての制限事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 物品の販売や営利目的行為は禁止する。ただし、理事長が別に定めるものについてはこの限りではない。
- (2) 前条第4号に規定する事業について、政治的・宗教的な関わりのあるもの、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの、施設をき損する恐れのあるもの、その他管理上支障があると認められるものの実施は認めない。
- (3) 前条第2号から第4号までに規定する事業の予約日数は、原則として1つの事業につき搬入・搬出等準備の期間を含み7日間を限度とする。
- (4) 第4号に規定する事業について、同一の個人等による利用は、1会計年度内に1事業を限度とする。

(予約の申請及び決定)

第3条 ふれあい広場等の予約に関する手続は、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1号から第3号に規定する事業の予約の申請期間は、利用希望日の初日から起算して12か月前となる日を含む暦月中（以下、「一般予約期間」という。）とする。
- (2) 前号において、利用希望日が重複する場合は、一般予約期間が終了した翌月の初旬に、ACCが抽選を行い、利用の権利を持つ予約者（以下、「本予約者」という。）として決定する。
- (3) ただし、第1条第1号に規定する事業の予約に限り、利用希望日の初日から起算して13か月前となる日を含む暦月中（以下、「先行予約期間」という。）においても申請可能とする。
- (4) 前号において、利用希望日が重複する場合は、原則として当事者間での話し合いにより調整することとする。なお、話し合いによっても調整がつかない場合においては、

- より早く予約の申請を行った者を、
- (5) 一般予約期間経過後は、より早く予約の申請を行った者を本予約者として決定する。ただし、第1条第4号に規定する事業の予約の申請は、利用希望日の初日から起算して6か月前の日を含む暦月の初日からとする。
- (6) 前5号において、利用日が暦月を跨ぐ事業については、利用希望日の初日を含む月の当該利用に係る使用の可否の決定を以て、翌月の使用の可否についても同様に決定されたものと見做す。
- (7) 第5号にかかる予約の申請は、原則として利用希望日の初日から起算して2か月前までに行うこと。
- (8) 本条における予約の申請は、「ふれあい広場等予約申込書」(別紙1)に必要事項を記載し、ACCに提出することにより行うこと。

(必要書類の提出)

第4条 本予約者は、原則として予約日の初日から起算して2か月前までに、ACCが必要と認める書類を提出すること。

(予約の決定の取消)

第5条 第3条において、本予約者の決定を行った後においても、やむを得ない事情が生じた場合は、ACCはその予約を取り消すことが出来る。なお、これは前条における必要書類の提出がなされた後においても同様とする。

(利用期間における管理)

第6条 利用期間中の展示作品等の管理は、利用団体が行うこと。また、利用期間のうち、催事を行っている時間については、利用団体において必要な人員を配置し、催事に係る問い合わせ等の対応も併せて行うこと。

(附帯設備使用料の支払)

第7条 利用者は、当該利用に関して必要となる附帯設備使用料を、ACCが作成する明細票に基づき、当該催事期間最終日までに支払うこと。ただし、第1条第4号の規定により実施する事業において支払う額は、必要となる附帯設備使用料が五千円を超えた場合に、その超過した額とする。

(その他)

第8条 利用団体は、運営に疑義がある場合、ACCと協議し、円滑な運営に努めることとする。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から適用する。ただし、適用日の前日において既に予約の申請若しくは本予約者の決定がなされている場合においては、当該申請等が本基準に優先されるものとする。

事務 局長	管理 係長	担当

ふれあい広場等予約申込書

令和 年 月 日

催事名							
主催団体名							
代表者氏名							
連絡 担当者	氏名						
	住所						
	電話						
	e-mail						
開催日時	令和 年 月 日 () 時 分 から						
	令和 年 月 日 () 時 分 まで						
	※初日は 時 分 から / ※最終日は 時 分 まで						
搬入日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分						
搬出日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分						
使用場所	ふれあい広場 ・ プレイコーナー						
催事内容							
利用人数	関係者 人 / 来場者(見込み) 人						
後援等 (予定含)	荒川区: 主催・共催・後援 / 教育委員会: 主催・共催・後援 / ACC: 主催・共催・後援						
その他事項							

【注意事項】

- 町屋文化センターふれあい広場等の利用基準に基づき決定いたします。
- 使用確定後、必要書類をお渡しいたします。書類は使用開始日の2ヶ月前までにご提出ください。

(公財) 荒川区芸術文化振興財団 管理係 電話 3802-7111 FAX 3802-7117

別紙

広告・掲示・配布 催事等の承認願書

(何れかに○をつけること)

令和 年 月 日

施設部会長殿

申請者 住所 荒川区荒川7丁目20番1号

氏名 荒川区立町屋文化センター

使用者 住所

氏名

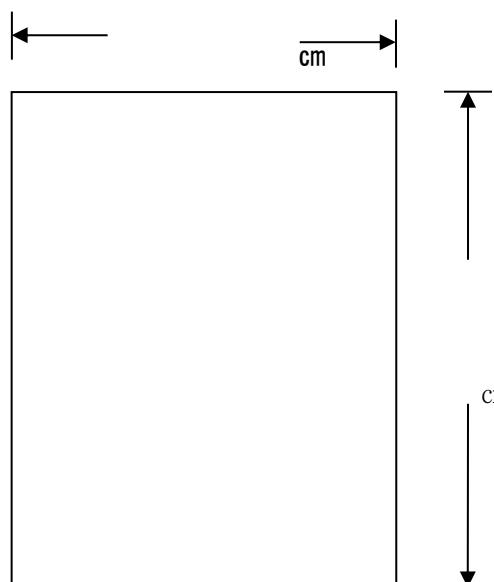
印

私は営業管理細則第6・7条の規定に基づき下記の事項について承認いただきたくお願ひいたします。

記

広告・掲示【セブンイレブン横柱】・配布・催事

(何れかに○をつけること)



掲示期間

月 日
()
↓

月 日
()

※ この願書は必ず2枚記入し提出してください。

町屋文化センターふれあい広場等の利用基準第2条第1号に定める理事長が特に認めるものについて

令和7年9月 日制定
(事務局長決定)

(趣旨)

第1条 町屋文化センターふれあい広場の利用基準（以下「利用基準」という。）第2条第1号の理事長が特に認める物販等について、必要な事項を定めるものとする。

(物品の展示販売等の禁止の例外)

第2条 利用基準第2条第1号の理事長が特に認める場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、町屋文化センターの設置目的に合致すると理事長が認めるときとする。

- (1) 利用基準第1条第1号に規定する事業において、主催者及び主催者に協力する団体並びに個人が物品の展示販売等を行うとき。
 - (2) 利用基準第1条第1号の規定する事業において、出演者が著作物及びパンフレットその他の催事等に関する物品の展示販売等を行うとき。
 - (3) 利用基準第1条第2号、第3号に規定する事業において、主催者が当該事業に関連した廉価な物品の展示販売等を行うとき。
 - (4) 前3号のほか、理事長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項にかかわらず、ワークショップ等体験型の事業を実施する場合においては、主催者は参加者に対して実費相当程度の負担を求めることが出来る。